

類書を典拠とする『金言類聚抄』所収話

松 村 恒

はじめに

『金言類聚抄』の残存している箇所は二三巻と二三巻の一部のみに過ぎず、全貌を窺うには充分ではないが、残存部分から推測するに、仏書を中心とした類書といつてよい（但し出典は仏書に限られるわけではない）。材源は中国の漢文文献（偽撰も含めて）が主となっており、各話の冒頭に出典名が記されている。本文は漢文から和文への中間過程を示す様な特異なものである。『金言類聚抄』以降の説話文学集への直接の影響は指摘されてはいないが、日本の漢文説話の受容の大きな流れの中では、橋渡しの役割を果たしたものと思われる。和文としての本文の完成度が低いことを述べたが、その分、原漢文資料との関係を観察することにより、『金言類聚抄』の存在意義を再確認できるかもしれない。

一 冒頭に記される出典名

前節にも述べた通り、『金言類聚抄』の各話の冒頭には出典名が記されているのが通例である。従ってその記載を信じれば、出典の同定は極めて容易な筈であるが、事態は必ずしもそう単純ではない。先ずは巻二二の第二話である鶴三子有孝心事を例に見てみよう。冒頭に「六度集経云」とあるので、それが出典であるとまず考えられる。確かに『六度集経』巻三布施度無極のうち（一九）Ⅱ大正蔵三・一三上に関連話が存在する。内容は完全に一致するが、細かい字句の点で異同があり、また『金言類聚抄』の方は相当に簡略化されている。ところで『金言類聚抄』の残存部分だけを見ても、そこに
出典として記される文献の数は相当なものである。わが国初期の仏教説話集として、数多くの文献を博搜して編集したというものは、その後の諸種の仏教説話文学の編纂状況に照らし
てみても、疑わしい。ここに類書やダイジェスト版といった

資料集を活用したのではないかという予測が立てられる。こうした資料集の代表的なものひとつとして『法苑珠林』があるが、それを検索してみると、果たして問題の『六度集経』の一話が収載されていることがわかる。すなわち次の箇所である。『法苑珠林』巻四九忠孝篇第四九述意部第一 大正蔵五三・六五五中である。そうすると、この三者を比較することにより、いずれが直接の出典であるか見極めることが可能となる。以下に段組にしてこの三者の本文を比較することにしよう。対照の便宜を考えて、上から順に『六度集経』『金言類聚抄』『法苑珠林』とする。

六度集経	金言類聚抄	法苑珠林
昔著菩薩身爲鷓鴣。生子有三。時國大旱。無鳥生子有三リキ。時國以食之。裂腋下肉以濟大旱。無以食自腋肉ヲ裂テ濟其命。三子疑其命。三子疑曰。斯肉氣味與母身氣相似無異。得無吾母以肉餵吾等乎。三子愴然有悲傷之情。又曰。寧殞吾命不損母體也。於是閉口不食。母親不食而更索焉。天神歎曰。母慈惠難喻。子孝希有也。諸天祐之。願即從心。佛告諸比丘。鷓鴣者吾身是也。三子者舍利弗・目連・阿難是也。	六度集経云。過去二鷓鴣。又六度集経云。昔著菩薩身爲鷓鴣。生子有三。時國大旱。無以食自腋肉ヲ裂テ濟其命。三子疑其命。三子疑曰。斯肉氣味與母身氣相似無異。得無吾母以肉餵吾等乎。三子愴然有悲傷之情。又曰。寧殞吾命不損母體也。於是閉口不食。母親不食而更索焉。天神歎云。母慈子孝誠希有也。佛云。鷓鴣母是也。三子ハ舍利弗・目連阿難是也。	又六度集経云。昔著菩薩身爲鷓鴣。生子有三。時國大旱無以食之。自裂腋下肉以濟其命。三子疑曰。斯肉氣味與母身氣相似無異。得無吾母以肉餵吾等乎。三子愴然有悲傷之情。又曰。寧殞吾命不損母體也。於是閉口不食。母親不食而更索焉。天神歎曰。子孝希有也。諸天祐之。願即從心。佛告諸比丘。鷓鴣者吾身是也。三子者舍利弗・目連阿難是也。

『法苑珠林』は基本的には『六度集経』を忠実に引用しているが、細かい点で異同がある。例えば傍線を付した部分は『六度集経』に見えない部分である。これを『金言類聚抄』の対応部分を閲すると、『法苑珠林』に一致している。それぞれの伝本の問題もあるが、取り敢えずこの証拠だけから、『金言類聚抄』が『法苑珠林』を利用したと推定することも強ち的外れではない。

二 類書の利用

『法苑珠林』を用いたのではないかという推測を更に補強する事実がある。今問題にした話のふたつ隣である巻二二第四話は、『金言類聚抄』の本文では冒頭に「雜宝蔵云」とある。これは『雜宝蔵経』を省略したか、誤った言い方であるが、とにかく『雜宝蔵経』巻一(三) 大正蔵四・四四九上に同話を見出すことができる。と同時にこの話は『法苑珠林』巻四九忠孝篇第四九述意部第一 大正蔵五三・六五五中にも引かれている。先ほどと同様の手順で三者を比較してみると、やはり『雜宝蔵経』よりも『法苑珠林』の方が『金言類聚抄』に近い。更に先ほどの説話との収録位置関係に注目してみると、『金言類聚抄』ではふたつ隣同士、『法苑珠林』でもふたつ隣同士ということで、物理的に近い関係にある。この事実からしても『金言類聚抄』の編者がこの二話を『法苑珠林』

ら採集したということは、ほぼ確実な推定と言ってもよさそうである。

『法苑珠林』とならんで資料集としてよく用いられたものに『経律異相』がある。卷一二第一一、一二二、一三話には連続してこれが用いられた形跡があるが、この三話の配置状況を見てみよう。

金言類聚抄	経律異相	出典
一一話	雁第三、一	四分律
一二話	雁第三、二	賢愚経
一三話	雁第三、三	十辟喻経

明記される出典はばらばらであるが、類書『経律異相』では連続している。しかも『経律異相』の挙げる出典名と『金言類聚抄』の挙げるそれは一致している。『金言類聚抄』が『経律異相』から孫引きした蓋然性は高い。

ここまでの事例からだけでも次のことが暫定的に結論付けられよう。

【暫定的結論】

『金言類聚抄』の編者は『法苑珠林』や『経律異相』といった類書を利用した。しかしそこから引用するにあたって、出典名としては類書に書かれている出典名をそのまま転記して、いわば孫引きをした。

この暫定的結論は『金言類聚抄』の大部分にわたって妥当

類書を典拠とする『金言類聚抄』所収話（松村）

すると思われるが、すべてわたってそうであるのかどうか再検討しようというのが小論の意図である。次節からその反証となるのではないかと思われる部分の検討にはいる。

三 類書を出典とする例

一、二節にて見た通り、『金言類聚抄』の出典は、各話の冒頭にそれぞれ記されているが、実際の出典が、その挙げられた書名の書ではなく、それらを含む類書であることが明らかになった。この観察は、例えば『今昔物語集』という膨大な説話の集成本の場合にも専門家は類書もしくは資料集的なものを利用したであろうと推定しているが、本件もその推定に合致している。中古時代から中世にかけて、説話集の編纂者は類書のたぐいを巧みに利用しつつ、孫引き的に引用と編纂を遂行していったのである。実際の出典として他にも『法苑珠林』は用いられているので、『金言類聚抄』の編纂にあたって、重要な種本のひとつとなっていたことになる。

ところで陰の種本である筈の『法苑珠林』が冒頭に明示され、出典の座に挙げられていることがある。すなわち二二卷一七話、二三卷一〇話、一一話の三例である。これは類書を種本として、多くの仏典その他を孫引きした基本的方針に反するものである。どうしてこの三例のみが類書を出典として明記しているのであろうか。一つずつ検討してゆくことにし

よう。

三一― 一三卷第一〇話の場合

『金言類聚抄』の本話には題名は付けられてはいない。唐の李信が驢馬になった亡母に出会った話である。この話は「法苑珠林云」と出典を明記した文で始まるが、確かにこの話は『法苑珠林』に存在する（巻五二眷属篇第五六、離著部Ⅱ大正蔵五三・六七八下）。『法苑珠林』はこの話を『冥報拾遺』から引いたように記している。この『冥報拾遺』という書は正史の経籍志等にみられるので、架空の書ではなく、確かに存在した。しかしある時期に佚書となり、類書などの引用文からしかその書の内容は知られなくなっていった。『金言類聚抄』の編者はそのことを知っており、佚書を孫引きすることを避けて正直に類書名を記したと思われる。今日近代の出版として『冥報拾遺』という書がでており、たしかにこの説話がそこにトレースできるが、実はその書は各書の引用文を集めた再構本である。問題の説話は『法苑珠林』の引用文に基づいている。ちなみに本話は『太平広記』一三四巻にも引用されているが『法苑珠林』の引用と一致するので、どちらも正確な引用であることがわかる。ちなみに『金言類聚抄』『法苑珠林』『太平広記』の所収話を対照させると、引用文が正確であったことが確認される。（紙幅の関係で三者を対照させた引用は省

略する）

『法苑珠林』と『太平広記』との間で写し合ったという事実がない限り、両者はよく一致しているので、確かに共通の起源として『冥報拾遺』（所収の本話）の存在が考えられる。

三一― 一三卷第一一話の場合

二三卷一話 驢馬称亡母現形事も「法苑珠林去」と、冒頭に法苑珠林が出典であると明言している。本話は巻五七諍訟篇引證部第二中Ⅱ大正蔵五三・七二〇頁下段にあり、末尾に『冥報記』が出典であるとしている。『冥報記』も中国では佚書となったが、日本では散逸しなかった。我が国所伝の『冥報記』数種のうち前田育徳会尊経閣文庫本は、影印と翻刻がでているので容易に参照できる。それによると巻下一六話に確かにこの話がある。『金言類聚抄』『法苑珠林』『冥報記』の三者を対照させれば、この三つの所伝が同一の起源にさかのぼることが確認できる（三本対照の引用文は省略）。『法苑珠林』の文は『冥報記』のそれとよく一致しているので、『金言類聚抄』はどちらを出典として挙げててもよい状況である。『金言類聚抄』の基本方針は類書ではなく、個々の文献名を挙げるやり方である。だから『冥報記』を挙げててもよかつたのであるが、実際には『法苑珠林』が挙がっている。『冥報記』は中国では宋代以降佚書となっていたが、日本には綿々と伝

えられていたのである。しかし漢籍を主要資料としていた『金言類聚抄』の編者は、ここでも『冥報拾遺』の場合と同じように、『冥報記』を佚書と考えて、佚書を出典名として挙げることを控えたのではないかと推測される。

『冥報記』の伝承には種々問題があるので、次に節を改めて、確認しておこう。

三―二―一 『冥報記』の流伝について

『冥報記』は中国では佚書となっていたのに、却って日本では伝わっていたという特殊事情がある。従って前節の如くに『金言類聚抄』の編者は中国に倣って佚書とし、出典名には実際に依拠した資料である『法苑珠林』を記したとするのには、もう少しきめの細かい議論が必要である。しかし『冥報記』の流伝状況、並びに中国への逆輸出の事情を記述していくのは、本稿の紙幅内では不可能であるし、また主題からやや逸れることになるので、この問題は別稿を期したい。大会時に配布した資料にこの節を他節よりもやや詳しく記しておいたのは、それまでの暫定的処置としたかったためである。

三―三 一二二卷第一七話の場合

一二二卷第一七話鶯吞珠事の場合は前二者の場合と比べて、問題が錯綜していて難解であり、『冥報記』関連の場合のような

結論・仮説は呈示できない。とにかく『法苑珠林』を出典とする第三番目のケースとして観察してみたい。

冒頭は「法苑珠林云」で始まる。所在は卷八二・六度篇第八五之三、持戒部第二、引証部第三。大正蔵五三・八九一中―八九二上（『諸経要集』卷十、六度部第一八、持戒篇第二、勸持縁第二。大正蔵五四・九四下―九五中も本話である。「又大莊嚴論云」で始まる。『法苑珠林』と殆ど同文だが細かい異同は多い。これは「又論云」で始まるが、ひとつ前の引用説話の冒頭が「如大莊嚴論説」とあるので、『大莊嚴論』からの引用が連続したわけである。材源の所在は『大莊嚴論経』卷一（六一）―大正蔵四・三一九上―三三二上である。両者を比較すると、『法苑珠林』は縮小引用をしていることがわかる。偈の部分には多少入れ替えもあるが、詳細は後述する。もうひとつ類書に類話が収められている。それは『経律異相』卷一九。大正蔵五三・二〇八上であり、末尾の割注に「出一卷雜譬喻経」とあるが、元の文献を特定することはできない。特に『経律異相』の引く譬喻経類には、現存の大蔵経中に同定できないものが多い。坂本廣博『経律異相』の研究―梁代の仏教文化―（大正大学学位論文、一九九九）二七八―二八二頁にそのリストが挙げられている。この引用文は相当に短く、また問題の鳥が鶯ではなく鸚鵡となっていることにより、やや離れた系統の伝承である。

類書を典拠とする『金言類聚抄』所収話（松村）

二四八

従って本話において直接問題となるのは、『金言類聚抄』（略号金）『法苑珠林』（略号法）『大莊嚴論經』（略号莊）の三文献である。以下この三者の関係を論じるが、三文献は略号を以て呼ぶこととする。

莊は本話に限らず全般的に言つて、他の本縁部（仏教説話）文献と較べて、長めの語りが与えられている。しかも長行（散文）と偈頌（韻文）が交互に現れ、偈頌も五字四句といったものではなく、相当に長いものが数回現れる。従つてダイジェスト的引用文が作られときには、大幅な省略が行われるのが通例である。法は本話の取り込みにあたって相当刈り込みを施しているもの、それでも原典の趣を残して、他の場合の引用文と較べて、偈頌がある程度は残されたままである。簡潔を旨とする金は更に偈頌を切り捨てていった。法の偈頌の部分と、金の処理を觀察してみよう。

<p>法苑珠林</p>	<p>金言類聚抄</p>
<p>珠師貧急語比丘言。得我珠耶。比丘 恐殺鵝珠。當設何計得免斯患。即說 偈言 我今護他命 身分受苦惱 更無餘方便 唯以命代彼 若言他持去 此言復不可 說自得無過 不應作妄語 我今捨身命 為此鵝命故 故緣我護戒 因用成解脫</p>	<p>珠師驚駭テ語比丘言ク。得我珠タリ ヤ。比丘彼鵝ヲ殺シテ取珠ラム事ヲ 恐テ敢テ不告。</p>

爾時珠師雖聞斯偈。語比丘言。若不還汝徒受苦。終不相置。若不還八終無相放ラム。

このように金の読者は偈頌の省略については知らされないままであるが、そうではない場合もある。

<p>法苑珠林</p>	<p>金言類聚抄</p>
<p>時穿珠師即加打棒。以兩手并頭並皆 被縛。四向願望莫知所告。而作是念。 生死受苦皆應如是。又說偈言 我於過去世 姪盜捨身命 如是不可數 羊鹿及六畜 捨身不可計 彼時虛受苦 為戒捨身命 勝於毀禁戒 假欲自擁護 會歸於當滅 不如為持戒 為他護身命 捨此危脆身 以取解脫命 我著糞掃衣 乞食以為業 住止於樹下 以何因緣故 乃當作盜賊 汝宜善觀察 爾時珠師語比丘言。何用多語。遂加 繫縛。倍更撻打。以繩急絞耳眼口鼻 盡皆血出。</p>	<p>即加棒打ツ。爾時比丘告訴タルニ無 所而。說偈言。 略之。</p>

金では省略したことをいちいち断らないのが通例であるが、ここでは「説偈言」と述べたこと、また長い偈の後に「何用テカ多語ナル」とも書いたため、ここに省略があることを断らないと前後の辻褄が合わなくなる。「略之」という断り書きは金にあつては極めて例外的な措置である。なぜならば、随所に省略を施しているのであるが、断り書きなどは付いて

はいないからである。ところで金が法に基づいていけば、「略之」で示されるのは一群の偈頌だけであるが、莊の場合は相應する箇所はかなり入りこんでいる。すなわち次のような段落構成になっている。

(A)「時珠師執縛比丘而加打棒問比丘言」(三二〇上五) (B) 珠師は泣きながら珠の所在を尋ねる。偈を含む。(三二〇上五一六) (C) 比丘が答えないので更に怒って打つ。比丘は死を覚悟して持戒のための捨身の偈を唱える。ここの偈群の一部(三二〇中一一八)が法の省略された偈の最初の七行に相当する。(三二〇上二一六―中一一) (D) 比丘は珠師に悲心を捨てないようにと言う。珠師は泣いて偈を以て珠を失った苦しみを告げる。(三二〇中一一―一八) (E) 比丘は微笑して、偈にて自分が珠を盗っていないことを言う。この偈群の終わりの部分(三二〇中二五―二八)が先の法の省略された偈の残りの三行に相当する。(三二〇中一九―二八) (F)「穿珠師語比丘言。何用多語。遂加繫縛倍更搥打以繩急絞。耳眼口鼻尽皆血出」(三二〇中二九―下二)

莊の場合には省略部分に相当する箇所には、珠師と比丘の問答が繰り返されている。金の「略之」は明らかに偈を省略したという意味であるが、莊の場合には単なる省略では済まない内容を含んでいるし、また仮に莊に基づいていたとしても、偈を省略したと思わせる表現である「略之」は、不適切なものとなってしまふ。

類書を典拠とする『金言類聚抄』所収話(松村)

【本話の場合の結論】

この他にも偈の処理については多々論ずべきことがあるが、一応の結論を付けておくと、金の編者は莊を出典とする大きな齟齬をきたすような改変を行っていた。基本的には法に基づいていたので、そうした不都合を避けるために法を出典名に挙げたと思われる。

四 結語

『金言類聚抄』は出典名を伴った類書であるが、出典名欄を飾る様々な文献は、実際にそこから引用されるものとなつたものではなく、それらを収録したダイジェスト的資料を駆使して編纂されたものであった。もちろんすべての場合に類書を用いたというのではない(『戒珠伝』は偽書なのでこれを引用するものはない)。しかし個々の場合に基づいて、おおもとの出典名を記すと不都合がある場合には、実際に基づいた類書名を記したことがあった。我が国初の類書は全般的にプリミティヴな印象を拭えないが、編者はそれなりに細心の注意を以て編纂していったこともまた事実である。

〈付記〉

【刊本と使用文献】『金言類聚抄』は従来『統群書類従』第三二輯下巻所収のものが用いられていた。一九八〇年になって真福寺

文庫に『金言類聚抄』が蔵されていることが広く知られるようになった。統群書類従本はここからの書写本に基づくと推定されており、元の資料が明らかになつたわけである。その後この什宝の影印版と翻刻が『中世仏伝集』（真福寺善本叢刊 五）（臨川、二〇〇〇）に収められ出版された。翻刻は厳密を期したものであるが、統群書類従本の読みに引かれた箇所もあり、また更に材源と比較することにより、再考すべき点もある。筆者は独自の翻刻を数話にわたって用意しているが、本稿では暫定的に統群書類従本から引用した。『冥報記』は大正蔵にも含まれるが、『冥報記』上中下（尊経閣叢刊）（育徳財団、一九三七）、説話研究会編『冥報記の研究』一、二（勉誠出版、一九九九、二〇〇〇）を使用した。『冥報拾遺』については方詩銘編輯校『冥報記廣異記』（古小説叢刊）（中華書局、一九九二）所収のものをも参照したが、これは引用文に基づく再構本である。太平広記は文明本の影印である『太平廣記五百卷』（台北・新興書局、一九六八）を使用した。

【表記と漢字の字体について】『金言類聚抄』には独得の表記法、字体の使用が見られる。本稿では統群書類従本をそのまま引用し、また仏書は大正蔵に基づいたので、対照引用には旧漢字・新漢字が混在して不統一の印象を与え、出典としての仏書名に通常とは異なる表記が現れるのはそのためである。

【二次文献】『金言類聚抄』はあまり注目されていなかったが、重要な研究には次のものがある。小峯和明「金言類聚抄について——仏典類書の成立——」『仏教文学』六（一九八二）が最初に出典に言及したものである。その後高橋伸幸「『金言類聚抄』の本文を廻って」『史料と研究』一四（一九八四）小峯「金言類聚抄考

補訂」『仏教文学』九（一九八五）と補足が続く。これらの成果を踏まえて師子に関する説話を論じたものに、佐々木寛子「『金言類聚抄』試論——師子説話より——」『国文』一〇二（二〇〇五）があり、類書の利用（特に経律異相）にも言及している。石田紗耶「堅誓師子説話の一面」『宝物集探求』一（二〇一〇）には『地藏十輪經』との関連から佐々木論文への補足も含まれる。上野麻美「中世仏教説話にみる『大蔵一覽集』の影——『大経直談要註記』から『金言類聚抄』に及ぶ」『国語国文』七六—七「八七五」（二〇〇七・七）は『金言類聚抄』をも使用した未言及文献の掘り起こしである。

〈キーワード〉『金言類聚抄』、類書、『法苑珠林』、『冥報記』

（大妻女子大学教授、Ph.D.）